

水道給水装置工事 指定工事事業者申請確認審査票

令和 年 月 日
《令和 年 月 日受付》

申請者	商 号
	代 表 者
	営業所所在地

高根沢町指定給水装置工事事業者規程第5条の指定要件に適合し、確認したうえで申請します。

確 認 審 査 項 目		申請者	上下水道課
		確認欄	確認欄
指定申請書(様式第1号)			
・申請者の記名押印等がされていますか		☐	☐
添付書類			
◆個人	住民票の写し(原本)	☐	☐
◆法人	定款の写し及び商業登記事項証明書(原本)	☐	☐
●様式第2号(誓約書)	水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書	☐	☐
●様式第3号	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ※指定を受けた日から14日以内に提出	☐	☐
●書類及び写真	・営業所の案内図	☐	☐
	・営業所の写真	☐	☐
	・給水装置工事主任技術者免状の写し	☐	☐
	・別表 機械器具調書	☐	☐
	・工事の施工に必要な設備・器材の写真	☐	☐
	・高根沢町指定給水装置工事事業者証	☐	☐
	・指定給水装置工事事業者証の写し(他市町にて既に認定になっている場合)	☐	☐
《備考欄》			

※確認は赤色 レ を記入してください。

(指定工事店の指定)

第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切のこ、その他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 指定工事店が指定取消してから2年を経過していない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合